○公 告

猟銃等講習会(初心者)の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する猟銃等講習会(許可を受けようとする者を対象)を次のとおり開催します。

令和7年11月12日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

1 開催日時

令和7年12月19日(金) 午前10時から午後5時までの間

2 開催場所

愛媛県宇和島市並松2丁目1番30号

宇和島警察署 4階大会議室

3 受講対象者

初めて猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者

4 受講資格

愛媛県内に住所を有する者

5 定員

30名程度

- 6 受講申込手続
 - (1) 受講申込受付期間

令和7年11月20日(木)から令和7年12月12日(金)までの間の 午前9時から午後4時30分まで(ただし、土・日曜日、祝日を除く。)

(2) 受講申込書の提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(3) 提出書類等

ア 申込書(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第19号) 1 通

イ 写真 1枚(提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。)

ウ 手数料 6,900円 (愛媛県収入証紙により納付)

※ 申込時に本人確認のため身分証明書等を確認することがあります。

7 講習会の内容

講習は、

- ・猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- ・猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

について実施し、講習終了後に学科試験を実施します。

学科試験に合格した者には、当日講習修了証明書を交付します。

8 その他

- (1) 受講申込時に交付したテキストを持参してください。
- (2) 講習終了後に学科試験を実施するため、筆記用具(鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等)を持参してください。

9 問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係(電話089-934-0110(内線3184、3185))又は愛媛県内各警察署生活安全課(刑事生活安全課)